

資料名	該当頁	該当項目	問	答
公募要領	P.2	2. 事業概要 (2) 内容	今回の公募対象は(a)～(d)の研究開発以外にも、研究開発計画には、「(a)～(d)とともに付随する周辺技術を含わせて開発することや、上記と同等レベル以上に重要な技術の開発があれば、追加的に実施可能とする。」とあるが、追加的に実施可能な案件の採択件数の枠はあるか。	採択件数は、特に定めておりません。
	P.2	2. 事業概要 (3) 研究開発期間	事業期間が2年以上となる場合は、ステージゲート審査があるが、契約期間はどうか。	初回契約期間はステージゲート審査後3か月までの期間とします。ステージゲート審査通過した場合には、期間の延長契約を行います。 ステージゲート審査は、原則、中間目標の時期に実施する予定ですが、審査の効率化のため複数のテーマをまとめて研究開発開始から1～1.5年後に実施する場合があります。なお、当初締結する業務委託契約期間は中間目標の時期に、調整期間として3か月を加えたもの以内とします。
	P.3	2. 事業概要 (5) 予算規模	提案1件当たりの委託費上限は、原則として3億円とあるが、消費税込か。また年度毎の上限はあるか。	消費税込となります。 年度毎の上限は、特に定めておりません。
	P.4	4. 提出期限及び提出先	新型コロナウイルス感染症により出勤制限があるため、提出方法を電子データ提出等の措置が取られる可能性はあるか。	提案書類の郵送でのご提出が困難な場合は、【9月3日(木)正午】までに10.問い合わせ先にご連絡をお願いします。個別に提出方法について調整させていただきます。
			郵送の手段は、日本郵便以外に宅急便でもよいか。	宅急便でも構いません。
	P.4	5.応募方法 (1) 提案書の作成に当たって	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、応募期日までの代表社印の取得が難しい場合、提出期限(9/7)には未押印の提案書にて提出でよいか。	結構です。ただし、その場合には必ず10.問い合わせ先にご連絡をお願いします。
			「NEDOが個別に指定した期日までに改めて押印済みの書面をご提出ください。」とあるが、上記期日がいつになるか。	NEDOが個別に指定した期日につきましては、上記お問合せの際にご相談させていただきます。
			法人印が無い場合には、代表者印のみでよいか。	代表者印のみで構いません。
			複数のテーマを提案する場合に、テーマ毎にすべての書類を提出する必要があるか。	e-Radの応募内容提案書を除き、テーマ毎に各々書類を提出してください。
	P.5	5.応募方法 (2) 提案書に添付する書類	「e-Rad応募内容提案書」2部とは、何の書類提出が必要か。	e-Radの応募課題の入力内容の確認時に表示される「応募内容提案書のプレビュー」から、PDFファイルをダウンロードし、応募書類に添付してください。
			「国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し」に関して、今回の公募の提案で連携する場合に提出するのか。また出資比率100%のグループ会社も対象か。	日本国外の企業(100%子会社も含む)を体制内に含む場合は、覚書の写しを提出して下さい。
	P.5	5.応募方法 (4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録	e-Radへ登録する研究者は、どこまで登録するか。	別添3に記載する研究開発責任者、各機関の主要研究員を登録してください。
			国外企業のe-Rad登録は、どのように対応すればよいか。	NEDOにて代理登録しますので、ご該当企業がある場合には10.問い合わせ先にご連絡をお願いします。必要事項を記入していただく様式をご提供します。 なお、代理登録の場合、公募締切日までに手続きが完了しない可能性があります。その際は、公募時点で「e-Rad応募内容提案書」の提出は不要ですので、提案書に一筆記載ください。提出日は個別に相談いたします。
			e-Radへの登録において、応募時の予算額について自己開発投資額も含めて記入するのか。また消費税込みで記入するのか。	e-Radへの登録については、自己投資額は含めず、消費税込のNEDOからの委託額のみを対象とさせていただきます。
P.8	7. 委託先の選定 (4) スケジュール	契約締結は12月下旬頃とあるが、受託研究期間も12月下旬からの開始となるか。	委託契約締結は12月下旬頃を見込んでおりますが、NEDO事業では契約締結から2か月遡って事業開始が可能です。ただし、最も遡ったとして採択通知日(10月下旬予定)までとなります。	
P.9	8. 留意事項 (2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託	委託期間中に再委託先或いは共同実施先を追加することは可能か。	追加する正当な理由や効果等を示す申請書類をご提出いただき、外部審査にて承認を得られれば追加することは可能ですが、ご提案時点で想定されているのであれば、あらかじめ体制に組み込むことを考慮ください。	
P.14	8. 留意事項 (17) 研究開発資産の帰属・処分について	再委託先が委託業務期間終了前に業務を終了した場合、資産の譲渡を受けることは可能か。	当該資産(設備)を使用する委託業務が完全に終了していれば、委託業務期間中においても再委託先に対して譲渡可能となります。ただし、資産譲渡は承認行為となりますので、そのときの具体的な状況を見ての判断となります。	
		機械装置類の取得に際して、初年度に一括取得した場合、初年度の経費計上になるか。	初年度に購入した資産は、初年度の費用として計上して下さい。	
別添1	P.1	提案書類の様式	提案書類の厚さとして1cm以下とあるが、必ず1cmに収める必要があるか。	あくまで目安を示したものであり、許容範囲というものは特に設けていませんが、審査委員の方に見て頂くため、分かり易く作成ください。

P.5	提出書類の確認(チェックリスト)	1. 提案書(正)と3. 提案書(副)の(3)の名称は「研究開発責任者候補研究経歴書、主要研究員研究経歴書及び実用化・事業化責任者候補職務経歴書」ではなく、「研究開発責任者候補研究経歴書、主要研究員研究経歴書」でよいか。	誤記となります。「研究開発責任者候補研究経歴書、主要研究員研究経歴書」が正しいです。
P.9	1-1. 研究開発の内容 (2)全体計画	研究開発項目①ポスト5G情報通信システムの開発(委託)のときに提案可能であった継続研究開発については、研究開発項目③先導研究(委託)においても同様に提案可能でしょうか。また、その時の予算の上限を教えてください。	研究開発項目③先導研究(委託)では、継続研究開発は対象外とします。実用化に至るまでに追加の研究開発が必要となる場合、別添4にその構想と予算等を記載してください。
P.12	1-2. 研究開発の目標、設定根拠 (1) 研究開発目標	提案事業の中間目標、最終目標の設定時期は、いつを想定すればよいか。	中間目標は全期間の中間時点(例:2年間の提案の場合は約1年後、3年間の提案の場合は約1.5年後)で目標を設定してください。3年間(36ヶ月)のご提案の場合、委託開始を採択通知日(2020年10月下旬予定)を起点とした場合、中間目標は1.5年後の2022年4月下旬、最終目標は3年後の2023年10月下旬を想定して設定してください。 なお、ステージゲート審査については、研究開発計画に記載の通り、研究開発開始から1~1.5年後を目途に実施します。
P.12	1-2. 研究開発の目標、設定根拠 (2) 研究開発目標の設定根拠	競合技術については、現状は記載できるが、事業終了時以降は不明の場合には、記載しなくてもよいか。	競合技術については、将来の見込値を想定できればご記載ください。
P.15	2-3. 情報取扱者名簿及び情報管理体制図	「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」は、複数者による共同提案である場合、どのように作成すればよいか。 「保護すべき情報」の定義を教えてください。 「最低限必要な範囲で情報取扱者を設定してください。」とあるが、どういう範囲か。 情報取扱者名簿において住所は個人それとも勤務先の住所のいずれを記載するのか。	共同提案の場合、各機関ごとに作成してください。尚、再委託先、共同実施先がある場合には、委託先にまとめて作成してください。 提案する事業において、その性質に合わせて保護する情報と開示する情報を提案者で定義してください。 別添3に記載するような研究開発責任者や主要研究員等を中心に、本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者を最低限必要な範囲で記載してください。 個人の住所をご記載ください。
P.21~28	4-2. 予算の概算	2020年度に発注し、2021年度に検収、支払いすることは、可能か。 国外企業の場合、消費税の扱いはどうなるか。	可能です。積算としては、2021年度に計上するようにしてください。 消費税なしで積算してください。
別添3	-	研究開発責任者候補研究経歴書、主要研究員研究経歴書について	研究開発責任者については、どのレベルを登録すればよいか。 「研究開発責任者」は、今回ご提案頂く研究開発内容を責任を持って遂行していただく責任者を指します。役職等の指定はありませんが、実行面を理解しており研究開発をリードできる方が望ましいです。
別添4	-	事業化計画書	共同提案者間で事業化計画を秘密にしたい場合、どのように提出すればよいか。 企業毎に資料を封緘した上で別々の資料としてご提出ください。
	-	事業化計画書 3. 市場獲得規模(現状と将来見通し)	具体的な事業化計画数値の提示は必須か。 必須となります。現在の5G事業規模も勘案し、将来のポスト5Gの後半から5Gの次の通信世代の事業想定をされ、ご提示ください。
	-	事業化計画書 2. (5) 実用化・事業化のスケジュール	プロジェクト期間終了後、実用化・事業化に至るまでに追加的な研究開発の実施が必要な場合は、その予算規模を記述することになっているが、この上限はあるか。 上限は定めておりません。
別添8	-	知財マネジメント基本方針	別添8に基づき、別途対応が必要なことがあるか。 提案時点での対応は不要であり、採択後から契約までの提出を想定しております。採択者には別途説明をさせていただきます。
別添9	-	データマネジメントプラン	別添9の資料は、契約後の提出で問題ないか。 提案時点での対応は不要であり、採択後から契約までの提出を想定しております。採択者には別途説明をさせていただきます。
その他	-	提案書全般	提出した提案書は、公開される可能性はあるか。 原則非公開となります。ただし、法令等で要求された場合、提案書を開示する可能性はありますが、企業秘密に該当する部分は除きます。
	-	事業報告書・財務諸表	設立から3年未満の場合は、存在する年度分の提出で問題ないか。 結構です。
	-	財務諸表	キャッシュフロー計算書の提出は必須か。 作成していない場合は提出は不要です。
	-	特別約款	自己開発投資額と委託費との比率の設定はあるか。また委託費のみで研究開発するのであれば、自己開発投資額なしでの提案でよいか。 自己開発投資額と委託費との比率の設定は設けておりません。また委託費のみでの研究開発であれば、自己開発投資額なしでの提案で結構です。